



県章

山形県公報

平成24年10月26日（金）

第2389号

毎週火・金曜日発行

目次

訓令

○山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令……………（人事課）…1229

告示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………（健康福祉企画課）…1230
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（同）…同
- 地籍調査事業計画の決定……………（農村整備課）…同
- 県道の供用の開始……………（最上総合支庁建設総務課）…1232
- 同……………（同）…同
- 基本測量の実施の通知……………（用地課）…同
- 土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出……………（都市計画課）…同
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………（砂防・災害対策課）…1233
- 道路の位置の指定……………（村山総合支庁建築課）…同

教育委員会関係

告示

○山形県教育委員会10月定例会の招集……………同

公告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………（置賜総合支庁地域振興課）…1234
- 平成24年度山形県准看護師試験の実施……………（地域医療対策課）…同
- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業・まちづくり振興課）…1235
- 大規模小売店舗の廃止の届出……………（同）…同
- 県営住宅入居者の一般公募……………（置賜総合支庁建築課）…1236

訓令

山形県訓令第13号

庁 中
出 先 機 関

山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年10月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

山形県職員日額旅費支給規程（昭和33年5月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「7,470円」を「6,850円」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年11月1日から施行する。

告 示

山形県告示第1015号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成24年10月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
みどりまちクリニック	鶴岡市みどり町29番22号	平成24. 10. 1
わかば調剤薬局	山形市桜町4番10号	同
カメイ調剤薬局 桜町店	山形市桜町四丁目6番1号	同
ゆめ咲薬局	鶴岡市みどり町29番22-1号	同

山形県告示第1016号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成24年10月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
ヘルパーセンター コーデ・E	訪問介護 介護予防訪問介護	鶴岡市苗津町3番3号	平成24. 9. 1
ニチイケアセンター米沢 訪問看護ステーション	訪問看護 介護予防訪問看護 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	米沢市金池五丁目13番21号	同 9. 19
ケアプランセンター コーデ・E	居宅介護支援	鶴岡市苗津町3番3号	同 10. 1

山形県告示第1017号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成24年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成24年10月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
山 形 市	長表、八ツ口、本屋敷、七十刈、檀野前、大字今塚、大字中野、大字見崎、大字船町、中道、八幡前、服部、境田町、沖町、樋越、長町、割田、高田、藤治屋敷、見崎川原、天神町、大字渋江、大字成安、下田、大字谷柏元上谷柏、大字谷柏元下谷柏、大字長谷堂、御手作、馬合、馬洗場、三社、塚野目、北田、南田、大字津金沢、大字片谷地、蔵王桜田、大字二位田、東二位田、大字前明石及び鑄物町の各一部	国土調査法第9条の2第2項の規定による負担金の交付決定の日から平成25年3月29日まで
鶴 岡 市	添川、鷺畑、越沢及び大網の各一部	同
	添川及び越沢の各一部	平成23年11月30日から平成24年8月31日まで
酒 田 市	山谷、山谷新田、榎橋及び山楯の各一部	国土調査法第9条の2第2項の規定による負担金の交付決定の日から平成25年3月29日まで
上 山 市	松山三丁目及び長清水の各一部	同
長 井 市	成田、森、宮、平山、九野本、寺泉、勸進代、草岡、川原沢、伊佐沢、白兔、五十川、時庭、泉、歌丸、河井、今泉及び小出の各一部	同
東 根 市	大字長瀬の一部	同
尾 花 沢 市	大字六沢、大字下柳渡戸、大字鶴子、大字上柳渡戸、大字尾花沢、大字延沢及び大字細野の各一部	同
南 陽 市	坂井、法師柳、長瀬、西落合、三間通及び宮内の各一部並びに中央東	同
	坂井、法師柳、長瀬、西落合及び漆山の各一部	平成23年11月30日から平成24年7月31日まで
大 江 町	大字柳川の一部	国土調査法第9条の2第2項の規定による負担金の交付決定の日から平成25年3月29日まで
	大字黒森及び大字柳川の各一部	平成23年11月30日から平成24年9月28日まで
最 上 町	大字富沢、大字志茂、大字大堀、大字満沢、大字月楯、大字向町、大字本城及び大字黒沢の各一部	国土調査法第9条の2第2項の規定による負担金の交付決定の日から平成25年3月29日まで
川 西 町	大字小松、大字下小松、大字中小松、大字黒川、大字洲島、大字大塚、大字東大塚及び大字高豆蔻の各一部	同

白 鷹 町	大字中山の一部	平成23年11月30日か ら平成24年7月31日 まで
-------	---------	-----------------------------------

山形県告示第1018号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成24年10月26日から同年11月8日まで縦覧に供する。

平成24年10月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 曲川新庄線
- 2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字曲川字芦沢597番6から
同 3562番4まで
- 3 供用開始の期日 平成24年10月26日

山形県告示第1019号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成24年10月26日から同年11月8日まで縦覧に供する。

平成24年10月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 新庄鮭川戸沢線
- 2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字石名坂字下大曾根361番1から
同 344番3まで
- 3 供用開始の期日 平成24年10月29日

山形県告示第1020号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成24年10月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施する地域
米沢市、東置賜郡高島町、東置賜郡川西町
- 2 基本測量を実施する期間
平成24年10月9日から平成25年3月31日まで
- 3 作業の種類
基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）

山形県告示第1021号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103号第3項の規定により、白鷹町鮎貝土地区画整理組合から次のとおり換地処分した旨の届出があった。

平成24年10月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地区画整理事業の名称
白鷹町鮎貝土地区画整理組合
- 2 換地処分の内容
平成24年9月5日付け指令都計第4号で認可した換地計画のとおり
- 3 換地処分の年月日
平成24年9月6日

山形県告示第1022号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部において縦覧に供する。

平成24年10月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 区域の名称 少連寺(2)
- 2 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から12号までを順次結んだ線及び標柱1号と12号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
鶴 岡 市		少 連 寺	川 原 谷	32	1号
				30-4	2号
			黒 森	11-1	3号及び4号
			川 原 谷	30-1	5号から9号まで
				28	10号及び11号
				31-2	12号

山形県告示第1023号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成24年10月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有村総建第132号
- 2 指定の場所 東根市柏原二丁目3008番852の一部、3008番853の一部、3008番854の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル
延長38.57メートル
- 4 指定年月日 平成24年10月17日

教育委員会関係**告 示****山形県教育委員会告示第13号**

山形県教育委員会10月定例会を次のとおり招集した。

平成24年10月26日

山 形 県 教 育 委 員 会
委 員 長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成24年10月29日（月） 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題

- (1) 山形県青年の家の指定管理者の指定について
- (2) 山形県体育館及び山形県武道館の指定管理者の指定について
- (3) 平成26年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の決定について
- (4) 平成25年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者募集について
- (5) 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
- (6) 教職員の人事について

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成24年10月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
平成24年10月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名称
特定非営利活動法人まごころサービス長井
 - (2) 代表者の氏名
平吹 京子
 - (3) 主たる事務所の所在地
長井市館町北6番19号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、一般市民を対象に、「明るく、やさしく、真心で」をモットーとし、助け合いの精神を基に、サービスを必要とする人とサービスができる人とが、共に協力し合って創造的な福祉サービスを提供し、享受され、望ましい地域社会づくりをめざします。また行政と協働した事業の推進を図りながら、生きがいのある社会を形成して行くことに寄与することを目的とする。

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成24年度准看護師試験を次のとおり実施する。

平成24年10月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 試験の日時及び場所
 - (1) 日 時 平成25年2月13日（水）午後1時から午後3時30分まで
 - (2) 場 所 山形市香澄町三丁目4番5号
山形国際ホテル
- 2 受験手続
受験願書を平成24年12月3日（月）から同月7日（金）までの間に山形市松波二丁目8番1号 健康福祉部地域医療対策課に提出すること（郵送の場合は、平成24年12月7日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける）。
- 3 その他
詳細については、健康福祉部地域医療対策課看護師確保対策担当（電話023(630)2258）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び最上総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに新庄市役所において平成25年2月26日まで縦覧に供する。

平成24年10月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

新庄鳥越ショッピングセンター
新庄市大字鳥越字栗田657番地1外

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ダイヤ通商株式会社	東京都豊島区巣鴨一丁目6番10号	森 猛
有限会社宮城荘	新庄市大字鳥越1307番地	武 田 照 江
武 田 照 江	新庄市大字鳥越1307番地	

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ダイヤ通商株式会社	東京都文京区本郷三丁目15番9号	大 矢 晃 久
有限会社宮城荘	新庄市大字鳥越1307番地	武 田 照 江
武 田 照 江	新庄市大字鳥越1307番地	

3 変更年月日

- (1) ダイヤ通商株式会社の住所に係るもの 平成22年12月1日
(2) ダイヤ通商株式会社の代表者の氏名に係るもの 平成22年2月1日

4 届出年月日

平成24年10月11日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成25年2月26日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があった。

平成24年10月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ダイヤ通商株式会社 東京都文京区本郷三丁目15番9号

代表取締役 大矢晃久

有限会社宮城荘 新庄市大字鳥越1307番地

代表取締役 武田照江

武田照江

新庄市大字鳥越1307番地

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
新庄鳥越ショッピングセンター
新庄市大字鳥越字栗田657番地1外
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(廃止前) 1,747平方メートル
(廃止後) 294平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする日
平成24年10月12日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成24年10月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規 格		公 募 戸 数	区 分	家 賃				敷 金	摘 要		
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者			収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者
県営小国アパ- ト1号	西置賜郡小国町 大字兵庫館3- 3-9	3DK	58.0	1	一般用	12,800 円	14,800 円	16,900 円	19,100 円	21,800 円	25,200 円	3月分 の家賃 に相当 する額	単身可

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成24年11月5日から同月9日まで（土、日曜日は休館日となります。）（受付時間 午前10時から午後5時）（ただし、郵送の場合は、平成24年11月9日までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 置賜事務所

5 入居の時期 平成24年12月下旬